

## 大阪府後期高齢者医療広域連合特定個人情報等の安全管理に関する規程

平成29年5月1日

大阪府後期高齢者医療広域連合訓令第1号

### (目的)

第1条 本規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)及び大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年条例第21号。以下「条例」という。)並びに「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」(平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」に基づき、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

### (個人情報の定義)

第2条 本規程による個人情報とは、条例第2条第1号に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。

2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

3 死者に関する情報は、条例の対象外であるが、ガイドラインに基づき、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人の情報となる。

4 前項に関わらず、個人番号を含む死者に関する情報は、生存する者に関する情報と同様に扱うものとする。

### (個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第3条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認措置をとらなくてはならない。

### (管理体制)

第4条 事務局長を、総括保護管理者とする。

2 総括保護管理者は、広域連合長を補佐し、広域連合における保有個人情報及び個人番

号(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する任に当たる。

- 3 広域連合内部部局の各担当課長を、保護管理者とする。
- 4 保護管理者は、各担当課における保有個人情報等を適切に管理する任に当たる。
- 5 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)並びにその役割を指定する。
- 6 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。
- 7 保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。
  - (1) 事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告体制
  - (2) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から責任者等への報告体制
  - (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
  - (4) 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制
- 8 保有個人情報等を管理する各担当課に、当該課の保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。
- 9 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該課における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。
- 10 事務局次長を、監査責任者とする。
- 11 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。  
(守秘義務)

第5条 職員は、個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第6条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を広域連合長に速やかに報告する。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。  
(個人情報の管理)

第7条 個人情報が記載された文書等(帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同

じ。)の保管場所の管理については、保護管理者が行うものとする。また、保護管理者は、個人情報に記載、記録された文書等について、整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第1項第14号に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

(死者に関する情報の管理)

第8条 広域連合が死者に関する情報を保存している場合には、広域連合は、漏えい等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講じる。

(個人情報の廃棄及び消去)

第9条 個人情報に記載された文書等の廃棄を行う場合は、総括保護管理者の指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしなければならない。

2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、総括保護管理者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。また、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合は、容易に復元できない方法により削除することとする。

3 特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ法令又は広域連合が定める保存期間を経過した場合、前2項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。

4 個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合又は電子媒体等を廃棄した場合は、削除または廃棄した記録を保存するものとする。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、別に定める。

(教育研修)

第10条 総括保護管理者は、個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう職員に対し、定期的に研修、教育を実施するほか、随時、個人情報保護に関して必要な研修、教育を実施する。

2 前項に定める研修、教育を実施した場合、総括保護管理者又は保護管理者は、実施時期、場所、対象者及び内容を記録し保存するものとする。

(外部委託)

第11条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように必要な措置を講ずる。また、契約において、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

(1) 委託先の従業員に対する教育を実施させること

- (2) 提供した情報の目的外利用及び第三者への提供を禁止させること
  - (3) 業務上知り得た情報に守秘義務を付加すること
  - (4) 再委託に関する制限事項を遵守させること
  - (5) 契約終了時に情報資産を返還、廃棄等をさせること
  - (6) 業務の定期報告及び緊急時報告の義務を課すこと
  - (7) 広域連合による監査、検査を行うこと
- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき、広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
  - 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」において、広域連合が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
  - 4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託する場合には、委託先に第1項に規定する措置を遵守させるとともに、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
  - 5 個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。